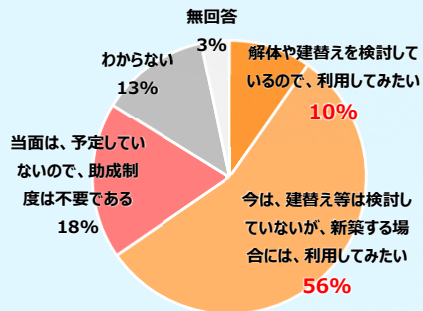


議題の(4)不燃化加速事業(建替えや解体費の一部を助成するための制度)について

不燃化加速事業

十条北ブロックを対象に、老朽建築物を解体する方に除却費を助成します。また、準耐火建築物等以上の耐火性能を建てる方に一部を助成します。

建替えや解体費の一部を助成するための助成制度の創設について、どのように考えるか



① 除却事業

老朽建築物を解体する方に対して、除却費を助成します。

【対象者】 建築物又は土地の所有者
【助成金額】 最大120万円

② 建替え事業

準耐火建築物等以上の耐火性能をもつ建築物を建築する場合、設計費・工事監理費の一部を助成します。

【対象者】 建築物の建築主
【助成金額】
○戸建て住宅の場合
耐火建築物等：90万円
準耐火建築物等：80万円
○共同住宅の場合
耐火建築物等：最大450万円
準耐火建築物等：最大200万円

地区防災不燃化促進事業



主要生活道路及び生活道路に接する敷地の建築物を不燃化する場合、建築工事費の一部(不燃化相当分)を助成します。従前建築物と比較して、建替え後は、上位の耐火性能にする必要があります。

不燃化加速事業と併用して利用できます。

(従前) 防火構造等による建築物 → (建替え後) 準耐火、耐火
準耐火建築物(旧簡易耐火建築物含む) → 耐火

【対象者】 建築物の建築主
【助成金額】 建築する建築物の延べ面積により変動

※両事業ともに様々な要件や申請期限等がありますので、ご利用の際は下記の防災まちづくり担当課へご相談ください。

問い合わせ先

北区 防災まちづくり担当課 防災まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22 (電話:03-3908-9162)

十条北ブロック(上十条五丁目、十条仲原三・四丁目地区、西が丘二丁目、赤羽西三丁目)

まちづくりニュース

No.14

2024(令和6)年3月発行

発行/北区 防災まちづくり担当課 防災まちづくり担当課

令和5年度 第28回 十条北ブロック部会の主な活動報告

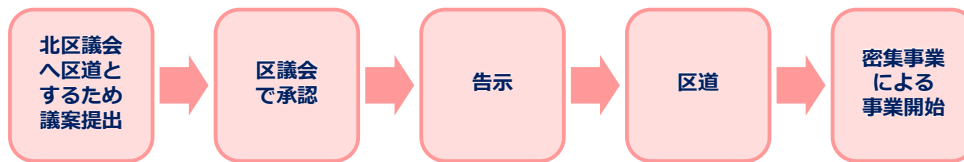
2024(令和6)年3月26日に、第28回十条北ブロック部会を上十条五丁目町会会館で開催しました。以下の5点について議事を行いました。

- (1)十条北ブロック まちづくりルール(地区計画)案などに関するP2・3 参照
アンケート調査の結果について
- (2)主要生活道路A路線とC路線の拡幅について下図 参照
- (3)区立西が丘三ツ和公園の整備計画について下図 参照
- (4)不燃化加速事業(建替えや解体費の一部を助成するための制度)について P4 参照
- (5)今後のスケジュール

議題の(2)主要生活道路A路線とC路線の拡幅について

現在、主要生活道路A路線のうち南側の約90m区間は私道、C路線は水路です。これらの区間を拡幅するためには区道化する必要があり、これまで沿道の権利者の方を対象に、それぞれ全体説明・個別訪問を行い、令和5年度までに区道への承諾をいただくことができました。これに伴い令和6年度は、区道化に向けた手続きを行ってまいります。

令和6年度は区道化に向けた手続きとなります



議題の(3)区立西が丘三ツ和公園の整備計画について

主要生活道路C路線の拡幅にあわせ、区立西が丘三ツ和公園を1.5m~2mほど後退させる必要があることから、現在、以下のような整備を検討しています。

【検討する整備概要】

- | | | |
|--------------|------------|-----------|
| ○土留めの再設置 | ○スロープの設置 | ○車止めの再設置 |
| ○運動場フェンスの再設置 | (1~2か所) | (防災倉庫前) |
| ○階段の再整備(2か所) | ○樹木の移植又は新植 | ○標識・街灯の移設 |



議題の(1)十条北ブロック まちづくりルール(地区計画)案などに関するアンケート調査の結果について

■アンケート回収結果

1. 有効配布数

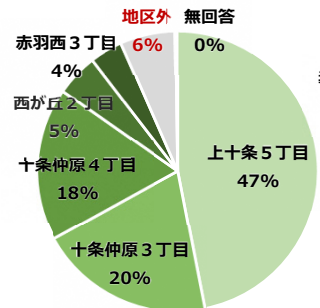
地区内3,215票(ポスティング)…地区内750票(23%)
地区外 364票(郵送)……………地区外 51票(14%)
合計3,579票……………合計801票(22%)

2. 回収数(回収率)

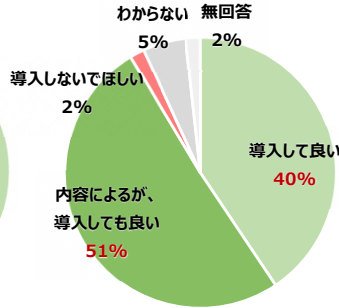
※うちWEB回答は97票
合計から無回答2票を除く



■住まい

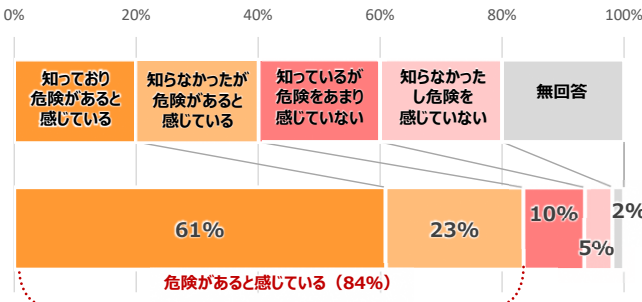


■地区計画の導入意向

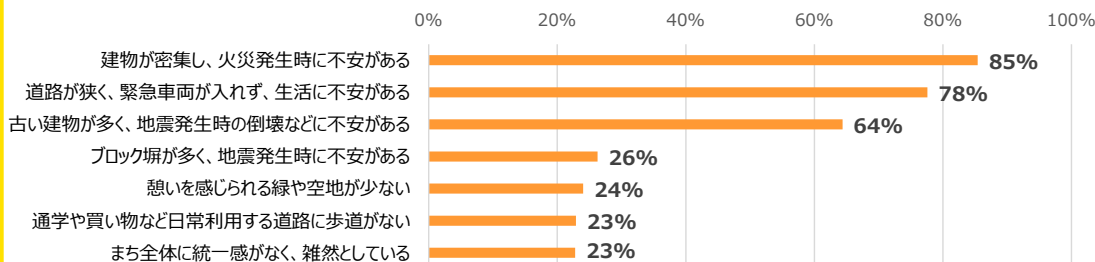


■十条北ブロックのまちの状況をどうみる

1. 十条北ブロックは、地震などの災害が起こった際に、甚大な被害が出るということが予想されるが、このことについて知っていたか

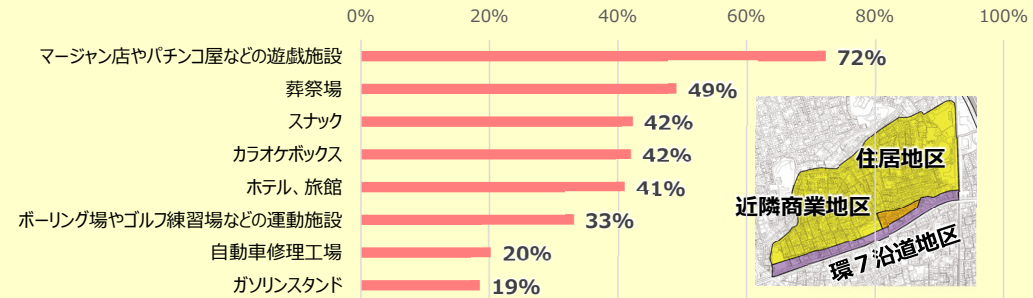


2. 十条北ブロックのまちとしての現状について、どのようなところに問題を感じているか

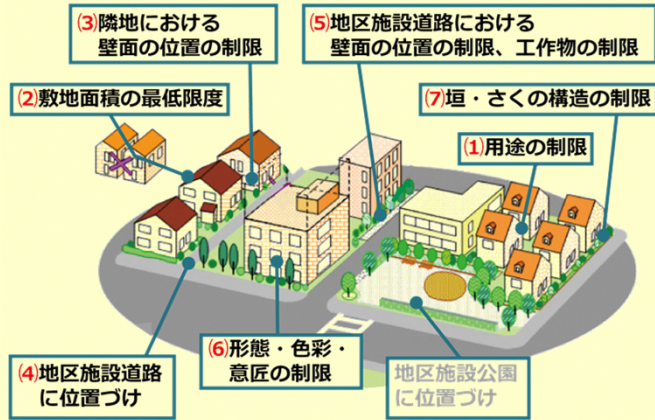
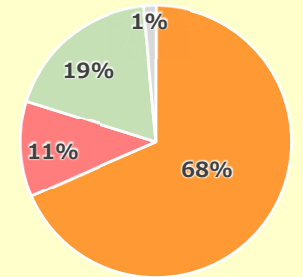


■地区計画の導入による制限の意向

(1) 良好な住環境を維持するため、近隣商業地区と環7沿道地区で建築を制限したい建築物の用途がある

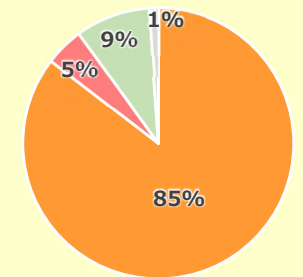


(2) 近隣商業地区と住居地区に、敷地の最低限の面積を65㎡としたい

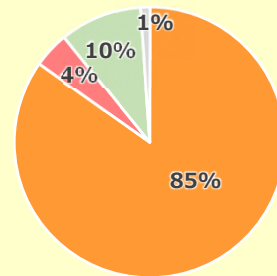


円グラフの凡例
■ 制限した方がいい
■ 制限しなくていい
■ どちらでもいい
■ 無回答

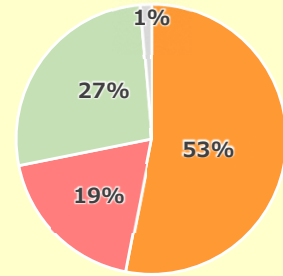
(3) 隣地における壁面の位置を最低でも40cmにしたい



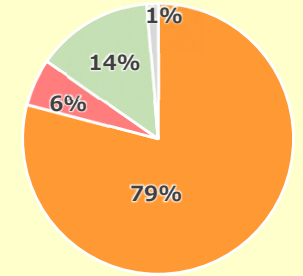
(4)と(5) 主要生活道路A・C路線の空間確保のため、新たに建築する場合は道路中心線から3m内に建築物が突出しないよう、地区施設道路に位置づけ、壁面の位置と工作物の制限をしたい



(6) 良好な住環境を保つため、外壁の色は落ち着いた色とし派手な看板を制限したい



(7) 家の周りを新たに囲う場合は、背の高いブロック塀などの設置を制限し、生垣や透視可能なフェンスとしたい



※各グラフの数字は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しません。